

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人長谷川勉の上告趣意第一点及び第二点について。

所謂は第一審公判廷における被告人及び第一審相被告人Aの供述を基礎として原判決を攻撃するけれども、原判決はこれ等引用の各供述を証拠としていることは原判文で明である。そして原審第一回公判調書によれば、被告人は本件貯物について、その知情の点をも自白しているのであり、其の他原判決挙示の証拠を総合すれば原判示事実全部を認定することができる所以あるから、原判決には所論の如き違法はない。所論は要するに証拠の取捨、判断を攻撃するものであつて、何れも採用に値しない。

同第三点について。

所論は原判決の量刑不当の主張であつて上告適法の理由ではない。

よつて刑訴施行法二条、旧刑訴法四四六条により、全裁判官一致の意見で、主文の通り判決する。

検察官 十蔵寺宗雄関与

昭和二五年一二月二八日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	山	精	一
裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎